

高砂市創業者融資保証料補助及び利子補給金

◆ 補助内容 ◆

- ▶ 信用保証料 1/2 (上限 10 万円)
- ▶ 利 子 3 年間 (上限 1年間で 20 万円)

◆ 対象について ◆

対象融資のいずれかの融資制度を利用し、対象者のすべての条件に該当する方

対象融資

- ▶ 兵庫県が実施する融資制度(新規開業貸付)
- ▶ 政府系金融機関が実施する融資制度(新規開業資金)
- ▶ 民間金融機関が実施する制度で、兵庫県信用保証協会の担保するもの(創業関連の保証付き)

※高砂市中小企業特別融資及び借換資金に係る融資は対象ではありません

対象者

1. 対象融資の実行時において、新規創業する者又は創業後 5 年未満の者(第二創業は除く)
2. 市内に新たに主たる事業所を設置する法人／市内に住所を有し、市内に新たに主たる事業所を設置する個人
3. 許可証等に係る登録、届出等を行っていること(該当する場合)
4. 市税を完納していること
5. 産業競争力強化法第2条第33 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者であること
6. 過去にこの制度を利用していないこと

◆ 申請期間 ◆

- ▶ 交付認定申請書 融資を受けた日から2か月以内
- ▶ 交付申請書 毎年2月末まで

必要書類を記入のうえ、高砂市商工労働課まで直接ご提出ください。(郵送・メール・FAX 不可)



◆ ◆ ◆ 申請・問合せ先 ◆ ◆ ◆

- ▶ 高砂市役所 生活環境部 商工労働課
- ▶ 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1-1
- ▶ 電話:079-443-9030 ▶ E-mail:tact2931@city.takasago.lg.jp
- ▶ 申請書類は、市ホームページよりダウンロードしてください。

